

休学者に係る第二種奨学金の申請について

現在、第二種奨学金の貸与を受けていない者で、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を機に、2022年度中に休学しボランティアに参加する等（学びの複線化）の活動を行う者で、在学学校長がその休学期間の活動が有意義であると認めた者については、第二種奨学金に申請することができます。

この制度に申請を希望する場合は、下記のとおり申請してください。

1. 対象学生

大学生および大学院生

2. 対象者の要件

以下の①～④の要件を全て満たす者が対象です。

①第二種奨学金の基準（人物・学力・家計）を満たしている者

・第一種奨学金の貸与者は、併用貸与の基準を満たす必要があります。

②第二種奨学金の貸与を受けていない者

③新型コロナウイルス感染症拡大の影響を機に、2022年度中に休学しボランティアに参加する等（学びの複線化）の活動を行っている又は行う予定のある者

・申請時に当該活動を行っていない場合は、通常の定期採用に申請し、今年度中に休学し当該活動を開始する時に「休学时奨学金継続願」の手続きをすることができます。

・申請時において既に活動が終了している者は対象外です。

④当該休学期間の活動が、「社会的貢献活動」「専攻分野のプラスになる」「自己の人間形成に役立つ」など有意義であること、及び奨学金貸与の必要性を在学学校長が認める者

3. 貸与期間

貸与始期 当該休学期間における活動開始年月（2022年4月～2022年9月）

※活動開始年月が2022年3月以前であっても貸与始期は2022年4月以降となります。

貸与終期 原則として卒業予定期

※当該休学期間における貸与期間は最大1年間です。

※当該休学期間後に卒業予定期が延長となる場合は、手続きによって最大1年延長することができます。

4. 貸与金額

2万円～12万円までの間の1万円単位で金額を選択できます。

なお、入学時特別増額貸与奨学金は申し込めません。

5. 申請方法

通常の定期採用の必要書類に加えて「休学中奨学金採用願」を提出してください。

その他の申請方法や申請期間は通常の定期採用に準じます。

「【学生用】インターネット（スカラネット）入力に関する補足」もあわせて確認してください。